

芝生園地等校内敷地使用規程

平成19年4月1日 規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学施設管理規則の規定に基づき、芝生園地等構内敷地（以下「園地」という。）の使用について管理上必要な事項を定めるものとする。

(使用申込)

第2条 学外の団体等が園地を使用しようとする場合は、原則として7日前までに「芝生園地等校内敷地使用願書」を事務局長に提出しなければならない。

(施設維持)

第3条 事務局長は、芝の養生、張り換え等施設維持の必要が生じた場合は、一定期間を定めて園地内への立ち入りを禁ずることができる。

(行為の禁止)

第4条 園地においては次の行為をしてはならない。

- (1) 興行をすること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形状を変更すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) その他園地の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第5条 園地において次の行為をしようとする者は、事務局長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、出店、その他業としてこれらに類する行為をすること。
 - (2) 募金その他これに類する行為をすること。
 - (3) 業として写真、ビデオ又は映画を撮影すること。
 - (4) 展示会、映画会、撮影会、集会、その他これらに類する催しのために園地の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、7日前までに「特定行為許可申請書」を事務局長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、3日前までに「特定行為許可変更申請書」を事務局長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 事務局長は、第1項各号に掲げる行為が園地の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 事務局長は、第1項又は第3項の許可に、園地の管理上必要な範囲で条件を

付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第6条 事務局長は、園地の浸水、損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又は園地に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、園地を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、園地の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第7条 事務局長は、次の各号の一に該当する者に対し、この規程によってした許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは園地からの退去を命ずることができる。

(1) この規程による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段によりこの規程による許可を受けた者

2 事務局長は、次の各号の一に該当する場合においては、この規程による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 園地に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 園地の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

(その他)

第8条 当該規程に定めなき事項については、静岡県都市公園条例に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。